

# ハーグ協定ジュネーブアクトの概要

平成 24 年度意匠委員会

中村 知公, 梶並 順, 小暮 理恵子, 林 美和, 森 智香子

## 要 約

海外意匠出願の新しいルートとして、ハーグ協定ジュネーブアクト（以下「ハーグ協定」という。）への加盟に向けた検討が行われている。

加盟が実現すれば、海外における意匠権取得方法に関する選択肢が増えることとなるため、この点については日本のユーザーにもメリットがあるといえよう。

しかしながら、ハーグ協定加盟後においても、従来どおり海外の所轄官庁に対し直接意匠出願を行うことも可能なため、ハーグ協定加盟後は、ハーグ協定独自の規定を十分に理解した上で、出願ルートとしてハーグ協定と直接出願の何れを利用することが妥当か、個別具体的な事案ごとの精査が必須となる。

そこで、本稿では、来るべき我が国のハーグ協定加盟に備え、同協定の主要な規定・制度を明らかにし、基本的知識を概括する。

## 目次

1. はじめに
2. 制度の概要
  - (1) 主たる目的
  - (2) 法的枠組
  - (3) 加盟国及び地域
  - (4) 統計
  - (5) 制度の特徴
3. 出願手続
  - (1) 直接出願と間接出願
  - (2) 出願人資格
  - (3) 願書（記載事項）
  - (4) 意匠の複製物（Reproduction of Industrial Design）
4. 公開
  - (1) 公開の時期・内容
  - (2) 公開の繰り延べ（Deferment of Publication）
  - (3) 秘密の写し（Confidential Copies）
5. 審査
  - (1) 国際事務局における方式審査
  - (2) 指定締約国における実体審査
6. 料金
  - (1) 料金体系
  - (2) ハーグ協定と直接出願の料金比較
7. 登録の効果
8. 保護期間と権利の管理・維持
  - (1) 保護期間
  - (2) 権利の管理・維持

## 9. ロカルノ協定

- (1) 概要
  - (2) ハーグ協定との関係
10. 最後に

## 1. はじめに

海外意匠出願の新しいルートとして、ハーグ協定ジュネーブアクト（以下「ハーグ協定」という。）への加盟に向けた検討が行われている。

2012年1月27日に開催された産業構造審議会知的財産政策部会・第15回意匠制度小委員会における出席者の意見は、「我が国がハーグ協定に加盟することで、我が国出願人が国際的にスムーズに意匠権を取得できることを望む。」「国際登録制度と国内制度との相違による主な課題について解決することを条件に、我が国はハーグ協定に早期加盟すべきではないか。」など加盟を支持する意見が大方を占めている。

言うまでもなく、ハーグ協定加盟後においても、海外の所轄官庁に対し直接意匠出願を行うことは可能である。しかしながら、ハーグ協定は、海外官庁への直接出願と比較し独自の規定制度があり、また、国内意匠法と比較しても、国内法には存在しない規定制度が多々存在する。よって、これらの相違点を十分に理解

し、出願ルートとしてハーグ協定と直接出願の何れを利用することが妥当か、個別具体的な事案ごとの精査が必須である。

そこで、本稿はハーグ協定の主要な規定・制度を明らかにし、来るべき我が国の協定加盟を踏まえた基本的知識の解説を目的とする。

## 2. 制度の概要

### (1) 主たる目的

ハーグ協定は、意匠の登録に関する国際条約である。具体的には、複数国において意匠登録を行う際に必要となる手続の簡素化及びそれに伴う経費の節減効果を目的としたパリ条約第19条の特別取極めに基づく、意匠の登録・寄託に関する国際的制度を構築する条約であり、WIPOにより管理・運営されている。

出願受付等をWIPOに対し共通言語・共通通貨で行うことにより、複数国において意匠登録を行なう際に必要となる手続きの簡素化、経費の節減効果などを主たる目的としている。

### (2) 法的枠組

ハーグ協定には、ロンドンアクト(1934年)、ハーグアクト(1960年)、ジュネーブアクト(1999年)の3つの改正協定(アクト)が存在するが、2010年1月1日にロンドンアクトが凍結され、現在はハーグアクト及びジュネーブアクトのみが機能している。新たに加盟を希望する国や地域は、最も新しい改定協定であるジュネーブアクトにのみ加盟することができる。

ジュネーブアクトは全34条からなり、その内容はWIPOのウェブサイト<sup>(1)</sup>で確認することができる。また、ジュネーブアクトの運用に関する事項は、共通規則(Common regulations)<sup>(2)</sup>及び実施細則(Administrative Instructions for the Application)<sup>(3)</sup>等により定められている。

### (3) 加盟国及び地域

本稿執筆時点において、ハーグ協定に加盟しているのは、次の60の国や地域である。

<ジュネーブアクト(1999年)>

アフリカ知的財産機構(OAPI)、アルバニア、アルメニア、アゼルバイジャン、ボスニア・ヘルツェゴビヤ、ボツワナ、ブルガリア、クロアチア、デンマーク、エ

ジプト、エストニア、欧州共同体(EU)、フィンランド、フランス、グルジア、ドイツ、ガーナ、ハンガリー、アイスランド、キルギスタン、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、ナミビア、ノルウェー、オマーン、ポーランド、モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、サントメプリンシペ、セルビア、シンガポール、スロベニア、スペイン、スイス、シリア、タジキスタン、マケドニア、チュニジア、トルコ、ウクライナ(以上45カ国)

<ハーグアクトのみに加盟(1960年)>

ベルギー、ベリーズ、ベナン、コートジボワール、北朝鮮、ガボン、ギリシャ、イタリア、ルクセンブルグ、マリ、モロッコ、オランダ、ニジェール、セネガル、スリナム(以上15カ国)

アジア圏では加盟国が少ないが、2012年に韓国が加盟を決定し、中国でも加盟に向けた検討が行われている。また、米国でも加盟に向けた法案が2012年に可決されており、2013年末に発効する見込みである。

### (4) 統計

WIPOの2012年の年間の統計に関する報告<sup>(4)</sup>によると、2011年の総出願数は2,531件で、意匠数は12,033件である。出願数と意匠数とが異なるのは、我が国の現行の制度と異なり、複数意匠を一出願に含めることが認められているためである。

現状、出願件数は2000件台と、あまり大きな数字ではないようにも思われるが、総出願数は2010年と比べ5.7%の伸びを示しており、韓国・米国の加盟により今後さらに増加することが予想される。

### (5) 制度の特徴

出願人が国際事務局に対し直接出願手続きを行い、指定した国での保護が受けられることが制度の1つの特徴となっている。ただし、ハーグ協定は、あくまでも手続統一条約であり、登録要件や効力範囲等は各加盟国の法律によるため、一つの加盟国で保護され、他の国では保護が認められないということはあり得る。

なお、商標に関する手続統一条約として、マドリッドプロトコル(正式名称:標章の国際登録に関するマ

ドリッド協定の1989年6月27日にマドリッドで採択された議定書)があるが、ハーグ協定と共通する点もあることから、マドリッドプロトコルの実務の理解が、ハーグ協定を理解する取っ掛かりとなり得る。表1はハーグ協定とマドリッドプロトコルの制度の対比をしたものである。

表1 ハーグ協定とマドリッドプロトコルの対比

	ハーグ協定	マドリッドプロトコル
一つの出願で複数国に保護を求める	可	可
通貨の一元化	スイスフラン	スイスフラン
基礎出願・基礎登録の要否	不要	要
自己指定	可	不可
出願書類の提出先	国際事務局 (※)	本国官庁を通じて国際事務局
事後指定	不可	可

(※) ハーグ協定には「本国官庁」という概念がない。本国官庁が「仲介官庁」として国際事務局への願書の転送サービスなどを行う場合はある。

### 3. 出願手続

#### (1) 直接出願と間接出願

国際出願は、国際事務局に直接出願を行うことができるほか、出願人の締約国の官庁を通じて間接的に出願することもできる(第4条)。後者の場合、締約国の官庁は国際出願を受領後、国際事務局に国際出願を送付し、受理の日付を通知する(この際、締約国官庁は、願書の内容に問題があっても補正指令等を出すことはできない。「受理官庁」ではなく、単なる「仲介官庁」という位置付けである)。

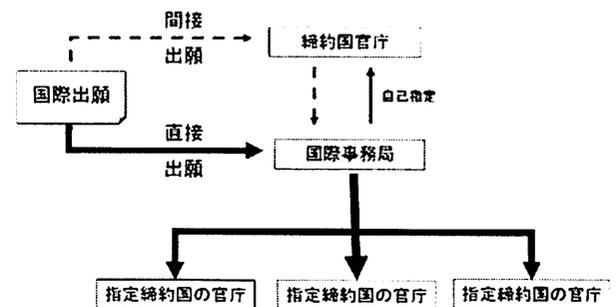
直接・間接いずれのルートを選ぶかは出願人の自由とされているが、締約国は自国の官庁を通じて国際出願をすることができない旨を宣言できるため、その宣言がなされた場合には、当該国の出願人は間接出願を行うことはできない<sup>(5)</sup>。

直接出願では、原則、国際事務局がその国際出願を受領した日が出願日となる(第9条)。もし、国際出願が出願日の認定要件を満たしていない(出願人情報がない、締約国の指定がない等)と判断された場合には、国際事務局は出願人に対し所定の期間内に訂正を求め、国際事務局が不備の訂正を受領した日が出願日とされる。

一方、間接出願では、原則、締約国官庁が国際出願

を受領した日が出願日となる。ただし、締約国官庁の受領日から一カ月以内に国際事務局が国際出願を受領できなかった場合には、国際事務局が国際出願を受領した日が出願日とされる。

国際出願は、上述のとおり締約国官庁に対し行えるほか、国際事務局に直接郵送又はファックスにて送付することも可能である。また、WIPOのホームページから(<http://www.wipo.int/hague/en/services/>)電子出願(E-filing)することもできる。



#### (2) 出願人適格

国際出願をすることができるのは、①締約国の国民又は締約政府間機関の加盟国の国民と、②締約国の領域内に住所(domicile)、定住所(habitual residence)、又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所(real and effective industrial or commercial establishment)を有する者である(第3条)。

#### (3) 願書(記載事項)

国際出願の願書として所定の書式(DM/1)があるので、これに必要事項を記入し、意匠の図面・写真(reproductions)又は見本(specimen)を併せて提出する。使用できる言語は、英語、フランス語、スペイン語の3つである(第6共通規則)。

以下、願書の記載事項について、項目ごとに説明する。

##### ① 出願人(Applicant)

出願人の氏名、住所、電話番号、FAX番号、Eメールアドレスを記載する。

##### ② 連絡先(Address for Correspondence)

通信のための住所を記載する。住所の異なる複数の出願人がおり、かつ代理人が指名されていない場合には記載が必須である。この場合、もし住所が未記載ならば、筆頭出願人の住所が連絡先として扱われる。ま

た、出願人が一人で、代理人が指名されていない場合は、項目①の欄に記載した出願人の住所と連絡先が異なる場合のみ、本欄に通信のための住所を記載する。

③ 出願人適格 (Entitlement to File)

出願人適格の根拠となる事項 ((a) 国籍 (b) 住所 (c) 現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所 (d) 定住所のいずれか) を選択し、該当する欄に出願人が属する締約国名や締約政府間機関の加盟国名を記載する。

④ 出願人の締約国 (Applicant's Contracting Party)

出願人が属する締約国を記載する。ジュネーブ条約に加盟しており、項目③に記載された、出願人の締約国と考えられる国を1つ示すこととされている。

⑤ 代理人の指名 (Appointment of a Representative)

代理人を指名する場合には、代理人の氏名、住所、電話番号、FAX 番号、E メールアドレスを記載し、出願人が願書に署名するか (項目⑭) 又は委任状を願書に添付する必要がある。願書への署名か委任状の提出にかつき、チェックボックスにチェックをして示す。

⑥ 創作者の情報 (Identity of the Creator)

ブルガリア、フィンランド、ガーナ、ハンガリー、アイスランド、ノルウェー、ルーマニア、セルビアを指定する場合には、創作者の氏名と住所について記載する。

⑦ 意匠の数、図面・写真・見本の数 (Number of Industrial Designs, Reproductions and/or Specimens)

意匠の数 (最大 100 意匠まで含めることができる)、図面・写真の数、図面・写真を記載した A4 用紙の枚数、見本の数について記載する。図面と写真については、白黒、カラーごとの数を記載する必要がある。

⑧ 意匠を構成する製品又は意匠が使用される製品 (Products Which Constitute the Industrial Design or in Relation to Which It Is to Be Used)

意匠に係る物品について記載する。意匠が属するロカルノ分類のクラスを記載した上で、意匠ごとに物品

名も記載し、任意でそのサブクラスも記載する。

⑨ 意匠に係る説明 (Description)

図面や写真に表された特徴についてのみ記載することができ、操作や使用方法に係る技術的な特徴を開示してはならないとされている。なお、100 語を超えるときは、追加 1 語毎に 2 スイスフランの追加料金が必要となる。

⑩ 指定国 (Designated Contracting Parties)

指定する締約国のチェックボックスにチェックをする。

⑪ 優先権主張 (Priority Claim)

国際出願が優先権主張を伴う場合には、優先権を主張する旨のチェックボックスにチェックをし、第一国出願に関する情報 (第一国出願の国名、出願番号、出願日) を記載する。国際出願が多意匠を含んでいる場合には、どの意匠に対してどの優先権が主張されているのか (又は、いないのか)、対応関係を示す必要がある。

⑫ 国際博覧会 (International Exhibition)

出願に係る意匠が出願前に国際博覧会で展示された場合には、展示された旨のチェックボックスにチェックし、当該博覧会の情報 (開催場所、博覧会名、初めて展示された日付) を記載する。国際出願が多意匠を含んでいる場合には、どの意匠が展示されたのか (又は、展示されなかったのか) を明らかにするため、意匠の番号を記載する。

⑬ 国際登録の公開 (Publication of the International Registration)

カラーの図面や写真はカラーで公開されるが、カラーにも関わらず白黒での公開を望む場合には、白黒を希望する旨のチェックボックスにチェックする。また、公開は国際登録日から 6ヶ月で行われるところ、公開時期について希望がある場合には本欄に示す必要がある。「早期公開を請求」と「公開の繰り延べを請求」の 2つのチェックボックスがあり、繰り延べ希望のときは、繰り延べを希望する期間も記載する。

⑭ 出願人又は代理人の署名 (Signature by the Applicant or His Representative)

出願人あるいは代理人が署名又は捺印をする必要が

ある。併せて、出願人又は代理人の氏名、署名捺印日、電話番号等を記載する。

⑮ 仲介官庁 (Office Presenting the Request)

国際出願が締約国の官庁を通じて行われた場合、当該官庁の名称と国際出願が当該官庁に受理された日を記載し、当該官庁の署名又は捺印を受ける。

⑯ その他：料金納付 (Payment of Fees), 料金計算書 (Fee Calculation Sheet), ハーグ協定の締約国リスト (Contracting Parties of the Hague Agreement)

料金納付の頁では、費用納付のための引き落としに使用する口座の情報 (口座番号など) や、国際事務局の銀行預金口座等への払込に関する情報を記載する。

(4) 意匠の複製物 (Reproductions of Industrial Design)

願書とともに、意匠を表した複製物を提出する (第5条)。当該複製物は、出願人の選択により、図面又は写真のいずれかの形式で提出することができるが、意匠を細部まで明確に認知でき、公開できる品質であることが求められている (第9共通規則)。

締約国に対しては、意匠が二次元である場合には1図より多く、また意匠が三次元の場合には6図より多くの図面・写真を要求することができない旨定められているが (第9共通規則)、出願人が自発的に6以上の図面等を提出することは可能である。

なお、意匠が二次元であって、公開の繰り延べを請求する場合には、見本を提出することもできるが、国際公開前に図面又は写真を提出する必要がある。

また、図面と写真については、以下の要件を満たす必要がある (実施細則第402節乃至第405節)。

- ・ 図面や写真は、白色不透明のA4サイズの紙 (個別シート) に直接貼り付けるか、印刷する。個別シートは縦長にして使うものとし、1枚に25以上の図面や写真を含めない。
- ・ 国際出願が書面でなされた場合、各々の意匠の図面・写真の周囲には少なくとも5ミリ以上の余白を残さなければならない。

- ・ 各々の図面・写真は直角四角形の範囲内に収めなければならない。そこには他の図面・写真や数字を含めてはならない。
- ・ 図面、写真共に背景は無彩色かつ無地とする。図面と写真には意匠のみを表すものとし、他の対象物や人などを入れてはいけない。
- ・ 写真は全ての縁が直角に切り取られていなければならない。インクや修正液で修正された写真は認められない。
- ・ 図面は製図用具や電子的手段で作成しなければならない。起伏を表すために陰影や斜線を含めてもよい。
- ・ 図面や写真は、折りたたんだり、ホッチキスで止めたり、印をつけてはいけない。
- ・ 意匠は16×16cm以内で表現し、一辺は3cm以上なければならない (E-filingによる出願については、国際事務局が別に定め、ウェブサイトで公表する)。
- ・ 製図 (特に、軸線や寸法が示されたもの) や説明文・凡例を含むものは受理されない。
- ・ 保護を求めない部分等については、願書の「簡潔な説明 (Description)」に記載するか、当該部分を点線又は破線を用いて示すことにより、表すことができる。
- ・ 図・写真の番号については、同一の意匠が複数の角度から表される場合は、「1.1 1.2 1.3 ...」のように示し、一出願に複数意匠が含まれる場合には、第一意匠について「1.1 1.2 1.3 ...」とし、第二意匠について「2.1 2.2 2.3 ...」のように示す。

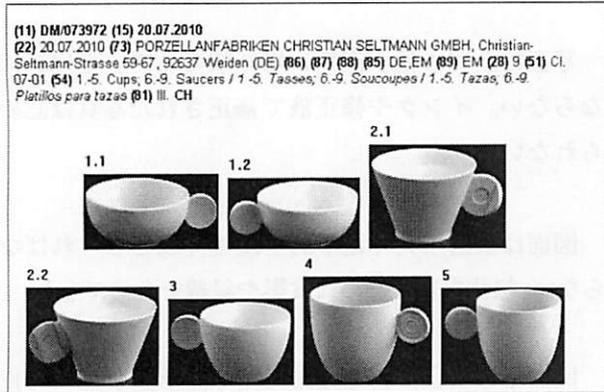
4. 公開

(1) 公開の時期・内容

国際事務局は、原則として国際登録から6ヶ月後に国際意匠公報より公開される (第10条(3)(a), 第17共通規則(1)(iii)) が、出願人の請求による早期公開も可能である (第17共通規則(1)(i))。当該国際意匠公

報は、国際事務局ウェブサイトにおいて毎週金曜日に公開される。公開される内容には、国際登録簿に記載された情報、意匠の複製物、公開繰り延べが行われた場合、繰り延べ期間の満了した日が含まれる（第17共通規則(2)）。

＜国際意匠公報の一例＞



(2) 公開の繰り延べ (Deferment of Publication)

上述のとおり、国際登録は原則として国際登録から6ヶ月後に公開されるが、出願人の請求により、公開の繰り延べができる（第17共通規則(1)(ii)）。

公開繰り延べ期間は、出願日又は優先日から最大30ヶ月である<sup>(6)</sup>（第16共通規則(1)）。しかしながら、締約国は、公開繰り延べを行わない旨の宣言や30ヶ月よりも短い期間に限って公開繰り延べを認める旨の宣言ができる（第11条(1)）。

したがって、公開の繰り延べが行われるのは、国際登録において指定した全ての締約国が公開の繰り延べを認めている場合に限り、繰り延べを認めていない締約国が指定国に含まれていた場合には繰り延べされないため、注意が必要である。

以下、公開繰り延べ期間を制限している締約国及び公開繰り延べを認めていない締約国を示す。

異なる繰り延べ期間を採用している国を指定した国際意匠登録については、最も短い繰り延べ期間の終了後に公開が行われることとされている（第11条(1)(2)）。

＜公開繰り延べ期間を制限している締約国及び公開繰り延べを認めていない締約国＞

締約国	国コード	×:公開繰延禁止 数字:最長公開繰延月数
デンマーク	DK	6
ノルウェー	NO	6
フィンランド	FI	6
アイスランド	IS	×
モナコ	MC	×
ブルガリア	BG	×
エストニア	EE	12
クロアチア	HR	12
ウクライナ	UA	×
ポーランド	PL	×
スロバニア	SI	12
シンガポール	SG	×
シリア・アラブ共和国	SY	12
アフリカ知的財産機構(OAPI)	OA	12

(2013.4.1 現在)

公開の繰り延べが認められた国際登録については、公開繰り延べ期間内であれば、いつでも公開を請求できる（第11条(4)）。

なお、国際公開は締約国における審査の結果にかかわらず行われる一方、出願時に支払うべき公開手数料を後納とした上で最終的に支払わないか、公開繰り延べ期間内にすべての指定締約国についての国際登録を放棄した場合には行われない（第11条(5)、第16共通規則(3)(5)）。

(3) 秘密の写し (Confidential Copies)

国際事務局は、国際登録が完了した後、国際登録の写しを、受理を希望する指定締約国の官庁に送付する（第10条(5)(a)）。国際事務局は、当該締約国が早期に審査に着手するために当該写しの送付を認めているため、締約国官庁は公開の繰り延べ期間中であっても審査を進めることができるが、当該写しは審査の目的にのみ利用することができ（第10条(5)(b)）、写しの送付を受けた国際意匠登録の内容を秘密にしておかなければならないとされている（第10条(5)(b)）。

5. 審査

(1) 国際事務局における方式審査

国際事務局は、国際出願の受理後、方式審査を実施し、不備がなければ国際出願に係る意匠は直ちに登録され（第10条(1)）、国際出願日が国際登録日となる（第10条(2)）。

不備がある場合は、その旨を出願人に通知し、出願人は国際事務局の通知の日から3ヶ月以内に不備を訂正するよう求められる（第8条(1)、第14共通規則

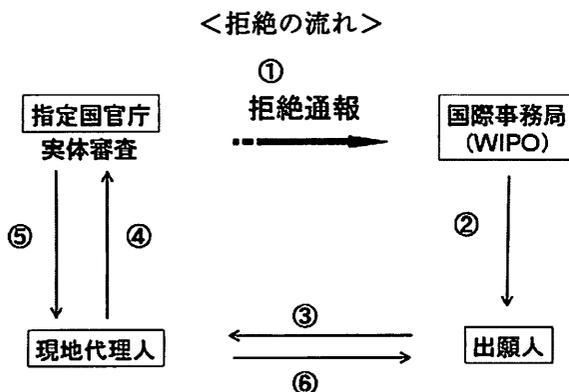
(1))。

なお、願書の意匠の説明 (description) の欄には、図面や写真に表された特徴についてのみ記載することができ、操作や使用方法に係る技術的な特徴を開示してはならないとされているため、意匠の技術的特徴等を記載した場合には、国際事務局から不備の訂正が求められることになるので注意が必要である。

## (2) 指定締約国における実体審査

国際事務局により国際登録が公開されると、国際事務局からその公開の写しが各指定国官庁に送付され、各指定国での審査が開始される。

締約国の官庁は、国際登録の効果を拒絶することができ (第 12 条 (1))、拒絶通報期間内に拒絶の通報 (Notification of Refusal) を国際事務局に行う (第 12 条 (2))。当該拒絶通報の写しは、国際事務局経由で出願人に送付される (第 12 条 (3))。



拒絶の通報の期間は、原則、国際登録の公開日から6ヶ月とされている (第 18 共通規則 (1) (a)) が、ジュネーブアクトでは、締約国が宣言を行うことで最大12ヶ月まで延長可能である。但し、この例外は、締約国が新規性に関する実体審査を行う場合又は異議申立制度を導入している場合にのみ適用される (第 18 共通規則 (1) (b))。

拒絶の通報には、原則として、新規性違反等の具体的な拒絶理由を記載する。例外的に、必要な図面の欠如 (第 9 共通規則 (3) (a))、意匠の単一性違反 (第 13 条) といった形式的な理由を含めることができるが、このような形式的な理由を拒絶理由に含められるのは、締約国がこれらを拒絶理由とする旨の宣言を行っている場合に限られる<sup>7)</sup>。

出願に複数の意匠が含まれる場合は、拒絶の通報には意匠ごとに拒絶理由が示され、原則すべての意匠の

審査が終わった後、拒絶の通報が国際事務局に対して行われる。

拒絶理由が発見されない場合、締約国は「保護認容声明 (Statement of Grant of Protection)」を国際事務局に対して行うことができる (第 18 の 2 共通規則 (1))。ただし、保護認容声明の発行は任意のため、保護認容声明が発行されない締約国もある点には留意すべきである。

また、拒絶通報は原則一度だけ発行することとされており (いわゆる「待ち通知」も拒絶通報に該当する)、拒絶通報を受けた出願人は、国際事務局を経由することなく、締約国官庁に直接又は当該締約国の代理人を介して応答手続を行う。拒絶が解消するまでのやりとりは、国際事務局を経由することなく、締約国の特許庁、裁判所と行われる。

拒絶理由が解消された出願については、締約国官庁は任意で「拒絶の取下げ (Withdrawal of Refusal)」を国際事務局に対して送付することができる (第 12 条 (4)、第 18 共通規則 (1))。

なお、拒絶通報、拒絶の取下げ通知等は全て国際事務局において国際登録簿に記録される (第 18 共通規則 (5)) とともに、公報において公開される (第 26 共通規則 (1))。但し、拒絶通報の詳細は公報において公開されない (第 26 共通規則 (1) (ii)) が、所定の手数料を支払うことで、国際登録簿の写しを国際事務局より得ることができる (第 32 共通規則 (1))。

## 6. 料金

### (1) 料金体系

ハーグ協定を利用した国際登録出願にかかる手数料は、①基本手数料、②公開手数料、③指定手数料からなり、出願時に国際事務局に納付する必要がある (第 5 条 (1)、第 12 共通規則 (1))。

具体的には、①「基本手数料」はハーグ協定を利用するためにかかる基本手数料、②「公開手数料」は国際意匠登録の公開にかかる費用であり、意匠に関する説明が100語を超える場合にはさらに「追加手数料」が必要となる。また、③「指定手数料」は、「標準指定手数料」と、指定する締約国毎に異なる「個別指定手数料」から構成される。

また、実体審査国は、上記「標準指定手数料」に代えて「個別指定手数料」を徴収できる (第 7 条 (2))。よって、日本国は「個別指定手数料」を徴収するもの

と予測される。

なお、個々の料金は、2010年4月1日施行の手数料表によれば次のとおりである。

料金種別	単位	スイスフラン	日本円相当額 <sup>(6)</sup>
基本手数料	1 意匠	397	35,730
	追加意匠ごと	19	1,710
公開手数料	複製物（図面）ごと：複製物が電子情報の場合	17	1,530
	複製物が表れているページごと：複製物が紙出願の場合	150	13,500
追加手数料	意匠に関する説明が100単語を超える場合の一単語ごと	2	180
標準指定手数料	レベル1：1 意匠	42	3,780
	レベル1：追加意匠ごと	2	180
	レベル2：1 意匠	60	5,400
	レベル2：追加意匠ごと	20	1,800
	レベル3：1 意匠	90	8,100
	レベル3：追加意匠ごと	50	4,500
個別指定手数料		締約国毎に規定	

## (2) ハーグ協定と直接出願の料金比較

料金は、出願ルート（ハーグ協定を利用した国際意匠登録出願か直接出願）を選択する際の判断基準の一つとなるため、以下、仮想事例をもとに料金比較を行う。

条件：一意匠を六図面を出願し、国内外代理人に委任しない。年金は5年分を納付。

出願国	直接出願	ハーグ協定を利用した国際登録出願	ハーグ協定—直接出願の差額
OHIM	34,650	46,412	11,762
OHIM + シンガポール	49,704	49,856	153
OHIM + シンガポール + トルコ	55,023	53,300	-1,723

条件：一意匠を六図面を出願し、現地代理人に委任する。年金は5年分を納付。

出願国	直接出願			ハーグ協定	ハーグ協定—直接出願の差額
	オフィシャルフィー	現地代理人	合計		
OHIM	34,650	60,000	94,650	46,412	-48,238
OHIM + シンガポール	49,704	120,000	169,704	49,856	-119,848
OHIM + シンガポール + トルコ	55,023	180,000	235,023	53,300	-181,723

現地代理人に支払う報酬額等にもよるが、指定国が少ない場合には、費用面においてハーグ協定を利用するメリットはそれほどないようである。

次に、日本での権利化にかかる費用を比較する。

条件：一意匠を六図面を出願し、国内代理人に委任しない。年金は5年分を納付。

	日本特許庁に対する直接出願	国際出願による自己指定
出願費用・基本手数料	16,000	35,700
公開費用	—	9,180
登録費用・個別手数料	59,300	59,300
合計	75,300	104,180

条件：二意匠を各六図面を出願し、国内代理人に委任しない。年金は5年分を納付。

	日本特許庁に対する直接出願	国際出願による自己指定
出願費用・基本手数料	32,000	37,440
公開費用	—	19,360
登録費用・個別手数料	118,600	118,600
合計	150,600	175,400

現時点では、日本国特許庁が自己指定を認めるか否かは不明であるが、自己指定が利用可能となった場合には、日本での権利化についてはハーグ協定を利用することで費用を抑えることが可能である。

## 7. 登録の効果

ハーグ協定における登録の効果は各締約国が加盟するアクトにより異なるが、ここでは日本が加盟を予定しているジュネーブアクトにおける登録の効果を述べる。

まず、ジュネーブアクトに基づく国際出願については、出願後、国際事務局により方式的な審査が行われるが、方式的要件を満たした場合には、原則として国際出願日をもって国際登録され、「各指定締約国において正規になされた出願と少なくとも同一の効果」を有することとなる（第10条(2)）。

また、各指定締約国の官庁は、国際登録の公開から定められた拒絶通報期間内（無審査国は6ヶ月以内、実体審査国は12ヶ月以内）であれば、各指定国の国内法の保護要件に基づき国際登録の効果を拒絶することができるが、拒絶通報期間内に拒絶の通報がなされない場合には、遅くともその期間満了の日から、また、拒絶の通報がなされた後それが取下げられた場合にはその取下げの日から、国際登録は「各指定締約国の法

令に基づく意匠の保護の付与と同一の効果（国内登録効）」を有することとなる（第14条）。

## 8. 保護期間と権利の管理・維持

### (1) 保護期間

国際登録された意匠の保護期間は、原則として国際登録日から15年（初期保護期間は5年、以後5年ごとに最大3回まで更新が可能）である。

ただし、上記以上の保護期間を国内法が定める場合には、国内法にしたがうこととなる。例えば、モナコの意匠法における存続期間は50年のため、国際意匠登録もモナコでは50年間維持することが可能である。この点、現行の日本の意匠法でも意匠権の存続期間は登録日から20年であるため、ジュネーブアクトに基づく意匠登録についても20年間の権利保護期間が認められる予定である。

### (2) 権利の管理・維持

国際登録の名義人は、国際登録後、権利を一元的に管理・手続することができ、その手続には国内で行った場合と同等の効果が与えられる。国際事務局に対し一元的に行うことができる主な手続は以下のとおりである。

#### ① 権利の放棄又は権利内容の減縮

国際登録の名義人は、国際登録にかかる全指定国における権利の全て又は一部を放棄することができる。また、一登録に複数の意匠を含む国際登録について、一部の意匠（例：意匠1, 2, 3のうち、3のみを放棄）を放棄することにより、権利を減縮することができる。

#### ② 名義人の変更

国際登録の名義人は、国際登録の全部又は一部にかかる名義人の変更手続を行うことができる。一部譲渡として、一部指定国における権利のみを譲渡したり、一部の意匠のみを譲渡したりすることが可能である（例：一登録にデザイン1, 2, 3が含まれている場合、デザイン2についてのみ譲渡することも可能）。

国際事務局では、譲渡の原因となる譲渡契約等の有効性の判断は行わないが、名義人変更申請は、以下の方式的要件を満たすことが必要とされている。

- 現名義人が、申請書に署名していること、又は

- 新名義人が申請書に署名しており、かつ、現名義人が属する指定国における所轄官庁等により新名義人が正当な譲受人であることが証明されていること

また、新名義人は、国際登録に関する出願人適格を有していなければならない、現名義人と新名義人が属する締約国が、共通のアクトに加盟していることも必要とされる。

#### ③ 更新

更新手続は国際事務局に対し書面にて行うことも可能であるが、2010年12月から国際事務局のサイト上でオンライン（E-renewal）による更新手続の受付が開始され、手数料を指定銀行口座又はクレジットカードにより支払うことも可能となった。

国際事務局は、更新期限の6ヶ月前に非公式の期限通知を権利者又は代理人（選定している場合）に送付することとなっているが、更新手数料の支払いが遅れた場合、更新期限から6か月以内であれば、特別手数料（更新の基本手数料の50%の料金）を更新手数料と同時に支払うことで更新することができる。

## 9. ロカルノ協定

### (1) 概要

ロカルノ協定（正式名称は、「1979年10月2日に改正された意匠の国際分類を制定する1968年10月8日のロカルノ協定」。1971年4月27日に発効。）は、意匠の国際分類のための国際協定であり、1971年年4月27日に発効している。現在の加盟国は以下の52ヶ国である。

#### <ロカルノ協定加盟国>

デンマーク、アイルランド、ノルウェー、スウェーデン、スイス、フィンランド、フランス、ハンガリー、オランダ、ロシア、スペイン、イタリア、オーストリア、ドイツ、ベラルーシ、ボスニアヘルツェゴヴィナ、中国、クロアチア、キューバ、チェコ、北朝鮮、エストニア、ギリシア、ギニア、アイスランド、キルギスタン、マラウイ、モルドバ、ルーマニア、セルビア、スロバキア、スロベニア、タジキスタン、旧ユーゴスラビア・マケドニア、トリニダード・トバゴ、トルコ、ウルグアイ、アルゼンチン、アルメニア、アゼルバイジャン、ベルギー、ブルガリア、カザフスタン、ラト

ビア、メキシコ、モンゴル、モンテネグロ、韓国、トルクメニスタン、ウクライナ、イギリス、ウズベキスタン

ロカルノ国際分類（ロカルノ協定に基づく意匠の国際分類）は、32のクラスと219のサブクラスで構成され、新規性の調査と意匠に関する排他権の調査の一助とすることを目的としている。したがって、ロカルノ分類は専ら管理上の性格を有するものであって、権利範囲等を定めるためのものではないが、一部の国では（特に無審査国）出願時に付与された国際意匠分類によって物品の類似範囲を定めている場合もある。

最新のロカルノ分類は第9版であり、以下の32類からなる。

類	内容
1.	FOODSTUFFS
2.	ARTICLES OF CLOTHING AND HABERDASHERY
3.	TRAVEL GOODS, CASES, PARASOLS AND PERSONAL BELONGINGS, NOT ELSEWHERE SPECIFIED
4.	BRUSHWARE
5.	TEXTILE PIECEGOODS, ARTIFICIAL AND NATURAL SHEET MATERIAL
6.	FURNISHING
7.	HOUSEHOLD GOODS, NOT ELSEWHERE SPECIFIED
8.	TOOLS AND HARDWARE
9.	PACKAGES AND CONTAINERS FOR THE TRANSPORT OR HANDLING OF GOODS
10.	CLOCKS AND WATCHES AND OTHER MEASURING INSTRUMENTS, CHECKING AND SIGNALLING INSTRUMENTS
11.	ARTICLES OF ADORNMENT
12.	MEANS OF TRANSPORT OR HOISTING
13.	EQUIPMENT FOR PRODUCTION, DISTRIBUTION OR TRANSFORMATION OF ELECTRICITY
14.	RECORDING, COMMUNICATION OR INFORMATION RETRIEVAL EQUIPMENT
15.	MACHINES, NOT ELSEWHERE SPECIFIED
16.	PHOTOGRAPHIC, CINEMATOGRAPHIC AND OPTICAL APPARATUS
17.	MUSICAL INSTRUMENTS
18.	PRINTING AND OFFICE MACHINERY
19.	STATIONERY AND OFFICE EQUIPMENT, ARTISTS' AND TEACHING MATERIALS
20.	SALES AND ADVERTISING EQUIPMENT, SIGNS
21.	GAMES, TOYS, TENTS AND SPORTS GOODS
22.	ARMS, PYROTECHNIC ARTICLES, ARTICLES FOR HUNTING, FISHING AND PEST KILLING
23.	FLUID DISTRIBUTION EQUIPMENT, SANITARY, HEATING, VENTILATION AND AIR-CONDITIONING EQUIPMENT, SOLID FUEL
24.	MEDICAL AND LABORATORY EQUIPMENT

25.	BUILDING UNITS AND CONSTRUCTION ELEMENTS
26.	LIGHTING APPARATUS
27.	TOBACCO AND SMOKERS' SUPPLIES
28.	PHARMACEUTICAL AND COSMETIC PRODUCTS, TOILET ARTICLES AND APPARATUS
29.	DEVICES AND EQUIPMENT AGAINST FIRE HAZARDS, FOR ACCIDENT PREVENTION AND FOR RESCUE
30.	ARTICLES FOR THE CARE AND HANDLING OF ANIMALS
31.	MACHINES AND APPLIANCES FOR PREPARING FOOD OR DRINK, NOT ELSEWHERE SPECIFIED
32.	GRAPHIC SYMBOLS AND LOGOS, SURFACE PATTERNS, ORNAMENTATION

## （2）ハーグ協定との関係

ロカルノ協定への加盟は、ハーグ協定加盟の条件とはされていないが、ハーグ協定を利用した意匠の国際出願を行う場合、願書にロカルノ分類を記載する必要があり、また、同一ロカルノ分類に属する限り、複数の意匠を1件の出願で行うことができるため、ハーグ協定を利用した出願を行う際には必ずロカルノ分類に接することとなる。

そのため、我が国も現在ハーグ協定への加盟を検討しているが、国際公開公報やロカルノ協定加盟国の公報の先行意匠調査や権利調査における利便性を高めるという観点から、ロカルノ協定への加盟も検討されている。

また、日本は現時点ではロカルノ協定に加盟していないが、意匠公報には国際意匠分類が併記され、国際意匠分類を利用する国において先行調査等を容易に行えるようになっている。

## 10. 最後に

以上、本稿ではハーグ協定に関する規定・制度を概観した。

利用する利点がある一方、留意点も多数存在する。特に、指定各国における保護成立前に意匠の内容が強制的に公開される国際公開制度は、日本意匠法が意匠登録後に意匠の内容が公開される基本的な枠組みと異なる。一方、公開繰り延べ制度を利用することにより、保護成立前の意匠公開を未然に防ぐことが可能であるが、指定国によっては繰り延べが利用できない。意匠は保護成立前の公開が意匠価値そのものの喪失につながる。このような日本意匠法と基本制度が異なる点を十分に認識し、ハーグ協定の有用性を活用する実務対応が必要である。

注

- (1) [http://www.wipo.int/treaties/en/text.jsp?file\\_id=285198](http://www.wipo.int/treaties/en/text.jsp?file_id=285198)
- (2) [http://www.wipo.int/treaties/en/text.jsp?file\\_id=285204](http://www.wipo.int/treaties/en/text.jsp?file_id=285204)
- (3) [http://www.wipo.int/treaties/en/text.jsp?file\\_id=285200](http://www.wipo.int/treaties/en/text.jsp?file_id=285200)
- (4) <http://www.wipo.int/hague/en/statistics/index.jsp>
- (5) 本稿作成時点でかかる宣言を行っているのは、フランス、モナコ、クロアチア、ラトビア、スロベニア、ウクライナ、モンテネグロ、OHIM、OAPIである。
- (6) ハーグアクト加盟国は最大12ヶ月。
- (7) 意匠の単一性を要求している締約国は、シンガポール、ルーマニア、エストニア、キルギスタン、シリアアラブ共和国である。特定の図面を要求する宣言を行っている締約国は現在のところない。
- (8) 1 スイスフラン = 90 円で換算

(原稿受領 2013. 7. 10)